

田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付要綱（平成28年3月28日告示第51号）

田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、田村市への定住を促進し、人口拡大を図るため、地域活動の原動力となりうる田村市出身者のUターンに対し、引越しに係る費用の負担軽減に向けた補助金等を予算の範囲内で交付することについて、田村市補助金等の交付等に関する規則（平成17年田村市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 定住 永住又は5年以上に渡って居住する意志を持って住民登録をし、市内に生活の本拠を置くことをいう。
- （2） Uターン者 就職などのため市外に転出し3年以上経過していた市内出身者で、定住の意志を持って再び転入する者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者は、市内に住民票を異動し、5年以上田村市に居住することを誓約できるUターン者で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- （1） 申請日において、申請者が田村市出身者の満40歳以下の者で、起業支援事業の該当者
- （2） 申請日において、申請者が田村市出身者の満40歳以下の者で、0歳から15歳までの子どもを扶養し同居している世帯
- （3） 申請日において、申請者が田村市出身者で満16歳以上満40歳以下の独身の女性

2 補助対象者は、前項で掲げる要件のほか、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- （1） 市税等の滞納がないこと。
- （2） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない世帯であること。
- （3） 世帯の全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員）でないこと。
- （4） 世帯の全員に過去に、この要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと。
- （5） 転勤や学業等による転入の日から5年以上本市に居住することが担保されること。

（補助の対象経費等）

第4条 補助金の額は、対象経費（当該引越しに要する経費）の2分の1に相当する額とし、10万円を上限とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとする。

（補助金の申請等）

第5条 前条に規定する補助金の交付を申請しようとする者は、転入後速やかに田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 誓約書（様式第2号）
- （2） 世帯全員の住民票の写し

- (3) 市税完納証明書(様式第3号)
- (4) 引越し費用の支払いを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を決定し、田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により補助金等の申請者に通知するものとする。

(実績報告等の併合)

第6条 前条の補助事業者等は、規則第14条第1項に規定する実績報告と併合するものとする。

(補助金の請求)

第7条 第6条の規定により交付の決定を受けた補助事業者等は、田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付請求書(様式第5号)により市長に補助金を請求することができる。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、補助事業者等が指定する金融機関に振込みの方法により速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が第3条に規定する要件を欠くと認めるときその他偽りその他不正の手段によって補助金の交付を受けたと認めるときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日告示第36号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の田村市ふるさとUターン定住化促進事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。